平成２９年（フ）第１３１号
さいたま市浦和区領家３丁目26番15号　領家マンション101、旧住所さいたま市浦和区木崎１丁目１番36―306号
債務者　伊藤　静江
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４９号
埼玉県草加市遊馬町403番地１　アイグラッセ201号
債務者　白砂　和弘
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
埼玉県草加市瀬崎７丁目10番３―605号
債務者　渡邉　清美
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
埼玉県越谷市赤山町５丁目１番15号　ロイヤルサンフラワー303、旧住所埼玉県越谷市東柳田町14番17号　ドミールＳ　Ｂ201
債務者　鶴田　弘明
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
埼玉県狭山市大字水野646番地の24
債務者　清水　元美
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６号
千葉県旭市ニの776番地
債務者　越川　絵三
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７１号
愛知県海部郡大治町大字砂子字山ノ浦395番地の６
債務者　喫茶＆お花Ｓｈｉｏｎこと　小川　雅彦
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２７２号
愛知県海部郡大治町大字砂子字山ノ浦395番地の６
債務者　小川ひろみ
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９号
福岡県大牟田市大字岬1037番地２　セントハウス・ハチマンＢ号
債務者　佐々木真一
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１８号
北海道室蘭市白鳥台２丁目10番１―302号
債務者　五十嵐　誠
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
北海道帯広市西５条南19丁目３番地２　高田コーポ103
債務者　坂本　秀美（旧姓藤家）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
北海道帯広市西８条南14丁目２番地２　コーポＳ＆Ｋ１―Ｄ
債務者　平塚　晃成
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
盛岡市八幡町５番12―301号、申立時の住所盛岡市八幡町１番９―502号
債務者　相澤　美奈
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７号
茨城県日立市金沢町２丁目25番６―103号
債務者　蘇武　國子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第８号
茨城県日立市相田町１丁目13番10―105号
債務者　山本　昇平
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１１号
愛知県一宮市平島１丁目16番１―708号　県営平島住宅
債務者　中村　将之
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４０号
愛知県一宮市大和町妙興寺字出町前45番地
プラシードＫ　Ⅲ102号
債務者　生田　明洋
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部